

保護者の皆様へ

県立多摩高等学校長
野田 麻由美

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、自宅で休養し治してください。

医師より登校許可が出ましたら、下記の学校感染症報告書に記入、押印の上、提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱等の風邪症状があり、自宅で休養をした場合には、病院受診の有無に関わらず出席停止の扱いになります。欠席をする場合は学校にご連絡ください。

学校感染症とお休みする期間の目安（期間内でも医師の許可があれば可）

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。） 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師の許可があるまで

(問合せ先 担当 保健室 高橋 電話 (代) 044-911-7107)

キリトリ

令和 年 月 日

学校感染症報告書

年 組 番 氏名

保護者氏名 印

欠席の理由 (診断名)	
欠席の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた 医療機関名	受診日 月 日

※この報告書は登校開始後、すみやかに担任へ提出してください。(担任→保健室)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う感染症報告書の記入例

診断書や領収書は不要です。

キリトリ

令和〇年〇月〇日

学校感染症報告書

〇年〇組〇番 氏名 〇〇 〇〇

保護者氏名 〇〇 〇〇 印

欠席の理由 (診断名)	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症罹患のため・濃厚接触者の疑いがあるため・罹患の疑いがあるため・咳、のどの痛みがあるため
欠席の期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた 医療機関名	受診日 月 日

※この報告書は登校開始後すみやかに担任へ提出してください。(担任→保健室)

病院を受診した場合は、
「医療機関名」をご記入ください。
受診をしていない場合は、
「受診せず」とご記入ください。

県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン
(高等学校・中等教育学校)

令和2年5月 神奈川県教育委員会

○出席停止等の扱いについて (p6)

	出欠席の取扱い
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」